

令和7年 天草市農業委員会第12回総会議事録

令和7年11月26日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（11名）

1番	山下和弘君	3番	淀川洋一君
5番	平岡敬則君	6番	福島恵美君
7番	光崎修一君	8番	富崎ますみ君
9番	野中幸廣君	10番	中村三千人君
11番	赤崎保章君	12番	榎田和壽君
13番	鳴川哲広君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（2名）

2番	猪原真滋君	4番	黒川紀世子君
----	-------	----	--------

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5名）

事務局長	木村英樹	局長補佐	松本馨
主査	野嶋美里	書記	宮川楓大
書記	池上翔		

開会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第96号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第97号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第98号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第99号	農用地利用集積等促進計画(案)について
日程第6	議第100号	非農地証明書交付申請について
日程第7	議第101号	非農地判断について
日程第8		報告事項について

閉会

開 会 15時15分

○事務局（木村英樹君） ただいまから令和7年天草市農業委員会第12回総会を開会致します。それでは山下会長からご挨拶をお願いします。

○議長（山下和弘君） 今年も早いものであと1カ月になりました。新しく委員になられた方3名の方も慣れてこられたことと思います。引き続きよろしくをお願いします。今年の梅雨は短かったですが、その後の酷暑で推進委員の方には大変お疲れになったと思います。また、8月の豪雨では栖本・有明・松島・倉岳、9月には五和・苓北と予想しないような大雨が降り、特に栖本・有明・松島・倉岳では激甚災害指定されるような被害となりました。今後、時間はかかるかもしれませんが、国からの支援を受けながら早期の復旧を願っているところです。果樹では、ミカンコミバエが発生し未だ収束しておりません。河浦・牛深方面では増えているとの事なので、広がってくると大変なことになると心配しています。また、先々週13日から14日にかけて県下14市の農業委員会の都市協議会が毎年持回りで開催されており、今年是天草市が担当で事務局には当日の準備等お世話になりました。自分自身も他の地域の問題点や課題に対し助言がありましたので、今後の委員会活動に反映できると感じ、とても有意義な協議会でありました。今後も農業委員、推進委員一体となって頑張っていきたいと思いましたが、本日も慎重なる審議よろしくをお願いします。

○事務局（木村英樹君） 本日は、2番猪原委員、4番黒川委員より欠席の届出が出ておりますが、過半数の委員がご出席でございますので、総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは、議事の進行は会長にお願い致します。

○議長（山下和弘君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） それでは、7番光崎委員、8番富崎委員を指名します。

○議長（山下和弘君） 審議に入る前に申し上げます。天草市農業委員会会議規則第16条により総会は、公開となっております。発言する際は、個人情報については十分ご注意くださいますようお願いいたします。また、発言する際は、議長から指名されたのち、議席番号と名前を述べられてから簡明に発言をお願いします。

○議長（山下和弘君） 日程第2、議第96号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 資料②の1ページをご覧ください。1番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の畑330㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡苓北線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次

が現地の写真になります。資料③の1ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には〇〇を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（淀川洋一君） 3番淀川です。本日、松下推進委員と現地確認を行いました。この写真に写っている〇〇が〇〇になります。農地も整備されており、すぐに耕作できるような状態でしたので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 2番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田757㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には〇〇を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（淀川洋一君） 3番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。〇〇があると思いますが、〇〇が隣の農地を取得されるということで、山下推進委員から話を聞いています。農地も耕作できる状態ですので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 3番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇

○の畑 429 m<sup>2</sup>を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した○○から○○へ約○○km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には○○を栽培されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（富崎ますみ君） 8番富崎です。先週、井上推進委員と現地確認を行いました。今、耕作をされている方が以前から耕作をされていたと井上推進委員から話を聞いており、猪が入らないよう柵もきれいにされて管理されていたので、特に問題はないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

○議長（山下和弘君） 他に質疑ありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 4番について説明します。○○の譲受人は、○○の譲渡人より、○の畑 119 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した○○から○○へ約○○kmの場所にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には○○を栽培される計画です。以上です。

○5番（平岡敬則君） 5番平岡です。11月22日に現地確認を行いました。申請地は譲受人が草を刈り、きれいに手入れがされていました。何ら問題ないと思いますので、皆さんよろしくお願い致します。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

す。次に5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 5番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田1,550㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には〇〇を栽培されています。以上です。

○9番（野中幸廣君） 9番野中です。11月23日に吉田推進委員と現地確認を行いました。譲受人の方が今まで管理をされていたということで、大変きれいにしており、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

○議長（山下和弘君） 日程第3、議第97号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 資料②の2ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑86㎡を駐車場に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡下田線の北側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、自家用の駐車場が不足していたため、駐車場3台として利用しています。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○3番（淀川洋一君） 先日、山下推進委員と現地を確認しました。

○10番（中村三千人君） はい、会長、今回も4条にしても5条にしても始末書案件がほとんどです。前々月から農業委員会としてどうすべきか、要望していましたが、このままの状態で行けば良い悪いは別として、総会でどこまで審議できるのか、一つ一つの案件で行くべきなのか、そ

の辺を考えていただいて、農業委員会として始末書案件についてどう判断をするかを検討していただきたいと思っています。

○議長（山下和弘君） 先日、県で会議があった際に農業会議にお願いし、来年1月27日の総会の前に農業会議の方に始末書案件について40分程度の時間を取って説明をしていただけるようお願いしています。このあと、始末書案件が終わった後に説明しようと思っておりましたが、これまでの始末書とは内容が違っている事にお気づきになられましたか。これまでは、通り一遍の3行から5行程度の内容でしたが、事務局で経緯を詳しく書くように申請者へ依頼してあり、まずはこの辺りから改善し、農業会議からの説明が終わった段階で、皆さんと一緒に協議ができればいいと思っています。私も会議後に農業会議の方へ何度となくお尋ねをするのですが、始末書の提出があれば却下はできない、始末書を書いて申請書を提出していただく方はまだ良い方である、という言い方をされており、そのままの状態に放置され、申請されていない農地もあるとの事なので、その対応について我々が勉強する必要があると思います。そのため1月の総会前に始末書の取扱いについて説明していただこうかと思っています。

○12番（榎田和壽君） 一ついいですか。議事録が8月分まで掲載されていますが、9月、10月分は未だ掲載されていません。8月の総会の際に中村委員がある物件に対して、いかがなものかというお話がありました。その際の皆さんのお話し合いの中で、例えば相続した物件が既に無断転用状態であった、これについては、致し方無いと言うのはありますが、8月分で申請があった分では、航空写真で見える限りでは砂利が相当範囲に入れてあり、販売が決まった部分についてのみ分筆して5条申請の転用をするという案件でした。その他の部分についてはどうするのか、という事に皆さんがいくつかの意見を言っておられたのが8月の議事録に掲載されています。そのことから言いますと、残りの分についても始末書を添付して申請があるのではないだろうかと言う中で、残地については現状復旧をしてもらう事で、どうだろうか意見も議論されました。そういう中で、今中村委員がお話になったと思います。議長がおっしゃったとおり始末書自体は前回より今回は経緯が分かるようになっておりますが、その前の5月、6月に私は建設業界の方に対しては数年前に国から通達があった折に、それを受けて建設業界にも協力依頼的な事を一回やったことがありますとのことでした。上からの通達が無くても天草市農業委員会としては管内の建設業界に対して安易に求めに応じて無断転用に加担しないよう通知したらどうかと提案したこともありましたが、今後のそのようなことも協議しましょうと言う事になりました。だから、中村委員がおっしゃった事も含めて、それを正式に議題として今後どうしていこうかという事を議題として挙げるのかといった事も検討していただければと思います。

○議長（山下和弘君） 先日の都市協議会の中でも、各農業委員会からこのような案件に意見に求められる機会がありました。その中では熊本市は天草市より大変で対応が難しいとおっしゃって

いました。年明けに農業会議から説明していただく際に、皆さんも質問をしていただいて、その後天草市農業委員会としての今後の対応について協議できれば良いと考えています。

○10番（中村三千人君） 今回の案件については、総会資料が送ってきた際に、先ず始末書を見ました。その内容を見てみると〇〇に畑に家を建てたという事でありました。しかし、この場合畑に家を建てる事はできないと思います。手続きを踏まずに、〇〇ですから、恐らくこの当時から建築確認は必要だったはずで、畑に家を建てて、そのままの状態です。今回始末書が提出されています。もう〇〇経っています。その間、市役所は農業委員会以下、これに関係している建築課は知っておられるのか。これを農業委員会に提出されても、前の段階の建築課や納税課など順番があると私は思います。ここで、農地を宅地に変えるのが先なのか、〇〇に家を建てたときはどのようにして建てたのか、そこに戻ることになります。そうすると、農業委員はそこまで踏み込むことはできません。このような問題がある時に、私たち農業委員はどう判断すべきか、その辺りをこの始末書の案件についても、色々あります。これは認めざるを得ない、これは認めてはいけないという案件も恐らくあると思います。これまでも申し上げていたとおり、始末書案件についての農業委員会として対応を早急に検討してくださいとお願いしているところが、そこなんです。

○事務局（木村英樹君） 始末書案件については、ケースバイケースで考え方がありますが、4条の2番では、建築確認が必要だったのではないかとありますが、以前は大工の棟梁が仕切って自己資金で建築した場合は、許可を知らずにそのまま建てられたケースもあったかと思えます。その場合、本当は建築確認が必要だったけれども、建築確認すら知らずに建築されたこともあったかもしれません。そのため、この案件については現状の違法性を是正するための始末書ということで理解していただきたいと思えます。これまでも、始末書の取り扱いについては多様な意見があったかと思えます。事務局としては、始末書があれば受け付けざるを得ないので、今後委員の方で協議していただき、過去には審議時間を十分とって翌月に総会で審議した案件もあったかと思えます。1月には農業会議から一般的な説明をしていただきますので、それを踏まえて総会での取り扱いについて具体的に対応していただければと思います。今、事務局でできることは、受付の際の始末書の内容を簡易的な内容から個別に具体的な内容にしております。先ずは、違法状態を是正するための始末書であることをご理解くださいますようお願いいたします。

○議長（山下和弘君） これまでの始末書とは違って、事細かく書いてありますので、先ず一歩前進したかと思えます。1月の農業会議の説明の後に天草市農業委員会としての始末書案件の対応について協議していただきたいと思えます。

○事務局（木村英樹君） 先ほどの建築確認の件や以前淀川委員からも建築については建築課で分

かるのではないかと意見があっておりましたが、これを踏まえまして、建築課へ建築確認申請があった件については、農業委員会も情報共有してもらうようお願いしておりますので、お知らせします。

○12番（榎田和壽君） 建築確認申請の関係法令の充足状況が恐らくあったと思いますが、その中には農地法の項目もあると思いますので、無い訳がないので、それを無視して建築課が建築確認を出すような事はあってはいけないことで、恐らくそれは無いと思うが、建築確認申請があった時には農業委員会の方にも許可を出す前に、当然許可は出せない訳ですが、建築確認申請があった段階で教えてもらうようお願いしました。

もう一つお尋ねで、先ほどの議事録の件ですが、議事録は公開しなければならないとなっておりますが、公開は速やかにとなっておりますと思います。一応どれくらい先に載せるか目標があるのでしょうか。

○事務局（野嶋美里君） 通常は1ヶ月後に公開する予定としていますが、総会の際に前月の議事録に署名をいただくようにしていますが、欠席の場合など署名をいただけない場合がある際は公開が遅れる場合もあります。本日10月分を署名いただき速やかに公開することとし、9月分については公開しておりませんでしたので早急に公開するようにします。

○12番（榎田和壽君） 頑張ってください。

○議長（山下和弘君） 中村委員、榎田委員からの意見を伺いましたが、まずは4条の1番から審議に入ります。淀川委員からご意見をお願いいたします。

○3番（淀川洋一君） 先日、山下推進委員と現地を確認しました。ここは良く通る場所で、ここに農地が本当にあったのだろうかという場所です。始末書のとおり、相続によりここに農地があることが判明し始末書の提出になっています。悪質性があるものについては問題があるが、悪意性は感じられないような案件で、〇〇に転用があっており、始末書が出ているから問題が無いとは言えませんが、これは仕方がないと自分では見てきました。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 2番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑258㎡を借家に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡下田線の南側にある農地で



す。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、宅地として管理していた土地が農地であることが判明したため、住宅1棟、駐車場2台、庭として整備し、利用する計画です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○3番（淀川洋一君） 先日、山下推進委員と現地を確認しました。画像を見せていただいてもいいですか。画像で見ると手前の駐車場だけが申請地と思っていましたが、実は奥の住宅までが申請地として申請に上がっています。当初、手前の三角地のみであると思っていましたが、宅地部分までだったので問題ではないかと思いましたが、先ほどから話があります、相続により農地と分かって申請しているので、これは仕方がないかと思いましたが、ここは〇〇の団地で宅地造成によって造られおり、ここに農地があることはおかしいと思う訳で、宅地として開発されているので。この一角だけが農地になっており、造成当時の事ですが腑に落ちないところがありますが、相続によるものであれば申請者には責任性は感じられないと思いますので、ご審議お願いいたします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○3番（淀川洋一君） 1ついいですか。相続によって農地であることが判明する場合の始末書ですが、これをそのまま農地としていたらどうなるのですか。そういう案件ばかりなのですが。申請しなければそのまま農地のままになるのでしょうか。

○事務局（松本馨君） 今回は相続により地目変更という事で4条申請になっておりますが、通常相続され現況と地目が異なっている事が分かっても地目が畑の場合は、畑として相続されて家は建ったままのことが多いです。しかし、相続した際に現況と登記地目が異なっていることに気づかれ誠意をもって申請をなされたという事です。先ほどから話がありますが、申請主義ですので、それに基づき申請されたという事などで仕方無いと思われれます。

○3番（淀川洋一君） 良心的という事ですね。

○12番（榎田和壽君） 先般、現状不一致の資料をいただきましたが、その資料を作られた後に

申請があった場合は、その資料の何番目になりますみたいな事になるかもしれないので、今回の申請も何番目かに記載されていたかもしれないってことですね。皆さんもご存じか分かりませんが、土地区画整理をやったからといきなり宅地にはならず、道路部分だけが地目が変わり、区画された土地は農地であれば農地で残ることになり、そういう状況の土地が残っていることになります。

○10 番（中村三千人君） 結局は、区画整理をした後、農地を宅地には変えられません。20 年か 25 年はそのままの状態にあるので、無断で家を建ててあります。

○12 番（榎田和壽君） 今の件は農地整備の話で、今回は土地区画整理で宅地開発事業です。

○事務局（松本馨君） この場所は家を建てた時点で地目を変えなければいけなかったことになります。ただ、それがなっていなかった事になります。

○12 番（榎田和壽君） 本人の不徳の致すところは仕方がないけれど、やはり業者です。

○3 番（淀川洋一君） ○○は建築確認取りますよね。

○10 番（中村三千人君） こういう時は業者にも罰則ですよ。

○12 番（榎田和壽君） 先ほどから会長から後日協議の場を設けると話がありますが、松本さんがおっしゃったように熊本県内にはざらにある訳です。だから、農業会議の指導体制として、どういう風にそれをやっていくのかという姿勢を事前に確認をしておいていただけたらと思います。まあ、当たり前の話が返って来るかとは思いますが。

○事務局（松本馨君） 事前の相談を農業会議へさせていただいた際に、県でも諮問案件が毎月あり、諮問で上がってきた案件で協議がなされております。その際も天草市と同様に、明らかに悪質性があるような案件が上がってくるそうですが、始末書の添付があり、それ以上問題がなく、周囲に悪影響を与えることがないような状況であれば許可するしかなく、追認の許可が認められていますので、農業会議としては追認の許可をするという方向で考えておられるみたいですが。このような内容については 1 月の勉強会で説明をされると思いますけど、その中で皆さんから問い合わせしていただき、その後の全員協議会等で方向性を出していくことになると事務局は考えています。その際は、審議をお願いします。

○議長（山下和弘君） 続いて、3 番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（池上翔君） 3 番について説明します。転用者は○○の個人で、○○の田 6.96 m<sup>2</sup> を宅地拡張している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した○○から○○へ約○○km、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。申請地は、申請地は都市計画区域の用途地域内にある第 3 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、宅地の一部が農地であることが判明したため、住宅 1 棟、駐車場 2 台、庭として利用しています。資料③の 4 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許

可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○8番（富崎ますみ君） 先週浦上推進委員と現場を確認しました。〇〇頃と始末書に書いてありますが、〇〇は境が微妙なところもありまして、農地が少し残っていたような感じを受けました。以前からそのままの状態であったので仕方ないと思いました。ご審議よろしく願います。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に4番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の3ページをご覧ください。4番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑327.13㎡を個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、自宅が老朽化しており、戸建住宅を新築したいため、住宅1棟、駐車場3台として整備し、利用する計画です。資料③の5ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。また、本日猪原委員が欠席のため、委員の意見を代読します。11月20日、最適化推進委員の松本委員と現地確認を行いました。現地は10月に分筆された後の申請のようですが、周りは遊休農地となっており耕作されているような農地は無く、申請者本人から申請の件については松本委員に相談があったと聞いており、今回の申請については何の問題もないかと考えています。ご審議の程よろしく願います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します

す。次に5番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（宮川楓大君） 5番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の田4.13㎡を市道の拡幅に利用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が土地利用計画の平面図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、道路を拡幅し、車両が安全に通行できるようにするため、市道を50cm拡幅する計画です。資料③の6ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○8番（富崎ますみ君） 8番富崎です。5条の1番で出てくるのですが、〇〇に住宅を建築されるということで申請がでていますが、車が通行するには狭かったので、分筆されたと思います。特に問題はないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第5、議第98号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の4ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の田304㎡を売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在借家住まいで、戸建住宅を新築したいため、住宅1棟、駐車場2台、庭として整備し、利用する計画です。資料③の7ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（富崎ますみ君） 8番富崎です。先週、井上推進委員と現地確認を行いました。申請

地周辺は何度か現地確認を行ったことはありますが、耕作放棄地になっている所が多く、申請地の隣は大丈夫かなと思うほどでした。もう耕作をされない土地だったので、住宅地に転用されることは仕方ないと思いました。特に問題はないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の田770㎡を売買により取得し、〇〇へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、〇〇としての需要が見込まれるため、〇〇として整備する計画です。資料③の8ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○8番（富崎ますみ君） 8番富崎です。申請地は以前から現地確認をしていた所です。先程の動画では少しきれいになっていましたが、以前は耕作放棄地のような状態でした。所有者が〇〇におられて、管理ができないので、譲られるということです。申請地の隣を耕作されている方とお会いして、〇〇時に畔が狭くなると困ると言われていたのですが、〇〇として利用されることに同意はされてきました。特に問題はないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 3番について説明します。この案件は令和6年10月に農用地区域からの除外申請があり、令和6年天草市農業委員会第11回総会において許可見込みありと判

断され、令和7年3月に除外されたものです。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑 331 m<sup>2</sup>に使用貸借権を設定し、個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在借家住まいだが、手狭になり、戸建住宅を新築する必要があるため、住宅1棟、駐車場3台、庭として整備し、利用する計画です。資料③の9ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（富崎ますみ君） 8番富崎です。先日、浦上推進委員と現地確認を行いました。申請地は除外されるときも確認を行いました。申請地周辺は耕作放棄地が多く、現地確認を行った時も、猪が土地に入って掘り返した跡がありました。もう耕作されないということで仕方がないと思います。特に問題はないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 4番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑 43 m<sup>2</sup>を売買により取得し、宅地拡張している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、自宅の敷地の一部が農地であることが判明したため、住宅1棟、物置1棟、駐車場2台、庭、バルコニーとして利用しています。資料③の10ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（淀川洋一君） 3番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。住宅を

建てられる際に、農地が少し残っていたということです。悪意性も考えられませんので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

○9 番（野中幸廣君） 9 番野中です。事務局の説明で売買と聞こえましたが、どうだったでしょうか。

○事務局（池上翔君） 贈与でした。失礼しました。

○議長（山下和弘君） 他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 資料②の 5 ページをご覧ください。5 番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の田 210 m<sup>2</sup>を贈与により取得し、駐車場及び通路に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第 3 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、自宅へ向かう通路及び自家用駐車場が不足しているため、駐車場 3 台、通路として整備し、利用する計画です。資料③の 11 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に一部転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。また、転用者は〇〇の個人ですが、転用許可後〇〇予定です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○3 番（淀川洋一君） 先日、山下推進委員と現地を確認してきました。非常に分かりにくい所でした。無断で転用されている所は非常に問題で、〇〇ですから、〇〇くらいの事です。ここに自宅へ行くための〇〇を設置してあるのですが、水色着色部分ですがここがないと自宅へ車では行けないような状態で、申請者も思い余って、あまり何も考えず〇〇を作られたのではないかと思います。ただ〇〇の事なので、ここは現況としては雑種地として残っていたのですかね。既に駐車場が下に 2 台あり、両側にも止められて 4 台駐車できるのですが。

○事務局（池上翔君） 計画ではこの付近とこの付近に駐車場を整備するとなっています。

○3 番（淀川洋一君） この水色部分のコンクリートが新しく、まだコンクリートを打設したばかり

りのように感じました。これが〇〇のことなのかなと思います。ここが現況雑種地であれば、推進委員さんもここは農地ではないと言う事で確認をしていないと思いますが、農地であれば確認はできていたはずですので、その点が疑問に思いました。始末書が出ていますので、良いという訳ではないのですが、自宅に行くための通路なのでここはいずれ通路になり、畑から転用されるので問題はないかと思います。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 6番について説明します。転用者は〇〇の法人で、〇〇の畑2,471㎡に賃貸借権を設定し、〇〇及び〇〇に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、〇〇及び〇〇を現在利用している場所から移転し、事業効率の向上を図るため、〇〇、〇〇として整備し、利用する計画です。資料③の12ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（山下和弘君） 1番山下です。11月23日に原田推進委員と現地確認を行いました。もう一度動画を流してもらっていいですか。電信柱の向こう側は、〇〇が広がっており、今年から作付けが始まっています。何らかの理由で申請地付近は圃場整備ができなかったようです。申請地については、背高泡立草が生えており、耕作放棄地となっていますので、問題ないと思います。ご審議の方よろしくお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、7番の件について、事務局より説明をお願い致します。



○事務局（池上翔君） 7番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑 160 m<sup>2</sup>を贈与により取得し、宅地拡張している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、譲渡予定の宅地の一部が農地であることが判明したため、住宅 1 棟、駐車場 3 台、庭として利用しています。資料③の 13 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 1 番山下です。11 月 23 日に原田推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりであり、始末書も出ております。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

○議長（山下和弘君） 日程第 6、議第 99 号、農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 農用地利用集積等促進計画(案)について説明いたします。資料②の 6 ページから 29 ページをご覧ください。利用権の新規設定の計画が 24 件、再設定が 2 件、更新の計画が 7 件、再配分の計画が 0 件、利用権移転の計画が 0 件、所有権の移転が 0 件、合計 33 件で、筆数 181 筆、総面積が 289,144.75 m<sup>2</sup>となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人、又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の 14 ページの審査資料の「農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)第 18 条第 2 項の要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（山下和弘君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

---

○議長（山下和弘君） 日程第7、議第100号、非農地証明書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 非農地証明書交付申請件数は、本渡地域が2件、有明地域が1件、御所浦地域が1件、天草地域が1件の計5件です。筆数は全体9筆、面積は10,912㎡となっております。資料③の15ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の30ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番から3番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が4番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が5番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が6番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が7番から9番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。以上です。

○議長（山下和弘君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認致します。1番から3番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 4番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 5番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

- 議長（山下和弘君） 6番について意見及び質疑はございませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（山下和弘君） 7番から9番について意見及び質疑はございませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 
- 議長（山下和弘君） 日程第8、議第101号、非農地判断についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。
- 事務局（池上翔君） 非農地判断について、ご説明いたします。この議題は、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について、農水省経営局長、同省農村振興局長通知により、再生利用が困難であると判断した農地について、農地に該当しない旨の判断をお願いするものであります。利用状況調査の結果をもとに、「荒廃農地B分類」と判定された農地について、非農地判断を行うものでございます。今回、非農地判断をお願いする農地は、佐伊津町の農地128筆で、面積が220,456㎡でございます。これらの農地は、去る令和7年10月15日に農業委員の山下会長と最適化推進委員の堤内委員、事務局職員の岩本・内田の計4名で現地確認を行い、「山林の様相を呈しており、農地への復元が困難な農地である」「周囲の状況から、継続して耕作することが困難な農地である」ことを確認いたしております。非農地判断が得られれば、その後の事務としましては農地台帳整備を行うとともに、所有者の方へ非農地通知書を発出し、法務局にて地目変更登記を行っていただくよう要請します。このほか、法務局や市の課税課へも非農地判断した旨の情報提供を行う予定でございます。以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。
- 議長（山下和弘君） ただいま説明がありました、ご意見はありませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長（山下和弘君） 意見がなければ本件につきまして、ご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、提案された「非農地判断について」に記載された農地については、非農地に認定致します。
- 
- 議長（山下和弘君） 日程第9、報告事項について事務局よりお願い致します。
- 事務局（池上翔君） 資料②の38ページをご覧ください。農地利用・形状変更届は1件、

田を畑として利用したいというものでした。第4条、5条の許可不要転用届はありませんでした。以上です。

---

○議長（山下和弘君）　これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和7年天草市農業委員会第12回総会を閉会致します。

閉　会　　16時45分

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 山下和弘

署名委員 岩崎修一

署名委員 富崎ますみ